

# 《 住み替え支援補助金 》

建設費または購入費が下記補助額の合計を下回る場合は、建設費または購入費が補助額となります。

## 新築住宅・建売住宅・中古住宅

※ 工事完成後または購入後、居住してから申請してください。  
申請期限は、不動産登記の登記月日から1年以内です。



- 対象住宅 登記が完了した一戸建ての住宅または併用住宅（未登記物件は対象外）
- 対象者 自らが居住するために、新築住宅を建設もしくは購入または中古住宅を購入した**所有者**で市税の滞納がない方  
※ **所有者**：建物登記簿の権利部(甲区)に記載されている者



## 『 子育て支援補助金 』

補助額UP

- 対象者 申請年度において満18歳以下の子どもを扶養する世帯(子育て世帯)及び子どもがいない夫婦で、共に満40歳以下の世帯(若年夫婦世帯)の方
- 補助額
  - 子育て世帯
    - ・0～6歳の子 1人につき 20万円
    - ・小・中学生、満18歳以下の子 1人につき 10万円
  - 若年夫婦世帯 10万円



## 『 移住促進補助金 』

- 対象者 砂川市以外の市町村に居住していた方で、交付申請日において、砂川市に転入し、住民基本台帳に記録されている方
- 補助額 20万円

## 『 子育て世帯住み替えサポート補助金 』

令和7年度新設

- 対象者 砂川市に転入し、住民基本台帳に記録から3年以内に住宅を取得した方
- 補助額 20万円



## 『 市内企業就労者定住促進補助金 』

令和7年度新設

- 対象者 砂川市内に所在地がある事業所に継続して3年以上就労している方
- 補助額 10万円

